

## 令和4年度第3回富山県環境影響評価技術審査会 議事録

1 日時 令和4年11月9日（水）15時から16時15分まで

2 場所 富山県民会館701号室

3 出席者

(1) 委員 青木委員、稲村委員、大藤委員、加賀谷委員、楠井委員、五箇委員、手計委員、南部委員、布村委員、本江委員、和田委員（欠席：奥委員）

※大藤委員、加賀谷委員、五箇委員、手計委員、南部委員はウェブ会議ツールにより出席

(2) 事務局 林生活環境文化部次長、中島参事・環境政策課長、藤本自然保護課長、中山環境保全課長 他

4 議決事項並びに議事の経過の概要及びその結果

(1) 富山県環境影響評価技術審査会の会長等の選任について

楠井委員が委員の互選により会長に選任された。

加賀谷委員が楠井会長から会長職務代理者に指名された。

(2) 地域脱炭素化促進事業の促進区域に関する県基準（案）について

富山県の基準（案）について、事務局が説明を行った後、審議が行われた。

審議の結果、委員意見を踏まえて一部修正したうえで、さらに検討を進めていくこととなった。

(事務局) 資料説明

【資料1】 地域脱炭素化促進事業の促進区域に関する県基準の設定について

【資料2】 促進区域の設定に関する富山県基準（案）

【資料3】 今後のスケジュールについて

(委員)

市町村の促進区域が設定された場合に、どれぐらいの期間、促進区域として継続し、期限はどうなっているのか。長期間設定されるということであれば、慎重に判断する必要があると思う。促進区域の解除や変更といった手続きが存在するのか。

(事務局)

促進区域の期限に関する規定はない。ただし、促進区域を必要に応じて変更することは可能である。

(委員)

太陽光発電は比較的広い面積を必要とするが、農業との関わりを考えておく必要がある。耕作放棄地が広がっている状況で、農業従事者も次第に減ってきているが、その一方で、食の安全や食料自給率を高めていく必要がある。太陽光発電の促進区域として長期間使用されてしまうと、将来、農地として使いたいときに使えなくなってしまうのではないかと心配している。

県基準は、ゾーニングをして促進区域に利用可能なところを絞り込んでいくプロセスだと思うが、一方で、中長期的には農地への配慮は必要になってくると思う。

(事務局)

再エネの導入を進めるために、農地をどんどん潰していくというのは望ましいことではない。市町村が促進区域を検討する際には、農地のような土地利用についてもしっかりと調べて配慮することとされており、農地が一方的に減少していくということはないと思う。

なお、特例としての河川法、温泉法、廃棄物処理法等の手続きのワンストップ化のなかに、農地法の手続きが入っているが、許可権者との協議が必要となる。

(委員)

促進区域が複数設定され、再エネ施設の設置も増えてきたときに、ある程度、ここまでだったら大丈夫といった上限は推定できるのか。

(事務局)

多数の促進区域が設定されるには、まだまだ時間のかかる話であると思う。

基本的には、再エネを促進すべき場所は、工場の屋根やゴルフ場の跡地など、既に開発済みの場所だと思っており、未開発の土地を新たに開発すべきではないと思う。市町村も同じ考え方だと思うが、これから促進区域を設定していくにあたり、市町村と十分に情報交換したい。

(委員)

県基準の見直し期間を設定したほうがよいのではないかと。例えば、3年から5年ごとにチェックすることを規定してはどうか。

また、防災に関して、浸水想定区域を検討してはどうか。全ての浸水想定区域を除外するのは難しいかもしれないが、設定にあたり配慮が必要な区域としてはどうか。

さらに、農業用のため池について、最近はため池の上に太陽光パネルを置いている事例があるが、ため池への影響についても配慮したほうがよいのではないかと。

(事務局)

見直し期間については、ここにどう表現するのか、あるいは、市町村で促進区域を設定するにあたって何年かごとに見直すような規定を設けるのかなど、何か考えていきたい。浸水想定区域については、少し調べてみたい。ため池については、関係する法律等があれば基準に入れることを検討したい。

(委員)

農業用ため池の管理及び保全に関する法律がある。特定農業用ため池が指定され、ため池に影響を及ぼす行為を制限している。

(委員)

2050年のカーボンニュートラルを実現することが目的であるが、県基準は、規制するほうの話ばかりで、促進するほうの話がない。私は生物屋なので何もしてもらわないほうが良いと考えているが、この審査会では本来の目的に沿った対応が必要だと思っている。この基準だけを見ると、市町村は何もしたくないと思ってしまうのではないかな。県庁の促進する側の意見も参考にしているかどうか。

富山県が再エネを促進したいと思っているのかどうかによって、さじ加減が変わってくる部分があるが、これは進めるという前提の話ですよ。

(事務局)

まさにカーボンニュートラルを進めるために基準を作成する。最近では、例えば太陽光パネルでも風力発電でも、いわゆる迷惑施設扱いされていて、地元とのトラブルが起きている事例がある。協議会を設置して、住民への意見聴取を行って合意形成を図り、また地元にも貢献できるような施設をつくることで再エネ施設を増やしていくという目的がある。

(委員)

資料2の基準案の中の③「地域の自然的社会的条件として、森林の保全のほか、景観や歴史、文化及び地域」とあるが、この「地域」が、地域住民なのか、それとも指定地域なのか、「地域」という言葉だけだと何を示しているか分からないので、表現を検討していただきたい。

文化財保護法でホタルイカ群遊海面が特別天然記念物に指定されている。富山市の常願寺川の右岸から魚津港の近くまでの海面が適切でない区域となり、洋上風力発電を計画したときにそれが引っかかってくる。範囲はそんなに広くはないが、配慮が必要な区域としてはどうか。

(委員)

洋上風力発電は、富山県の場合は漁業との兼ね合いもあるため、検討が必要かと思う。

(委員)

風力発電は、陸上と洋上で大きな違いがあるが、現段階ではそこが明瞭になっていないところがある。富山県は風況のよいところがないとはいえ、検討から抜け落ちてしまうと、後で抜け穴となってしまう可能性がある。陸上風力のケースではこういう配慮を検討しなければいけない、洋上風力はこういったところは避けるべきだ、配慮

しないといけないといったところを、今一度見直したほうがよい。

バイオマス発電についても、集めたごみを燃やした発電、間伐材による発電、あるいはパームオイルのような輸入に頼るような発電もある。そういった種類によって配慮する内容が変わることがある。バイオマス発電に使う資源の置場によっては、地域から苦情が出ている例もあることから、少し具体的にどういうものなのかイメージすると、配慮すべきものが挙がってくると思う。

#### (委員)

動物の場合は大きさが何メートルにも及ぶものから数ミリのものまでいろいろあり、しかも鳥のように飛ぶものから、カタツムリのように緩慢に動くものまで千差万別なので、実際には生物の専門家に相談するということが必要だと思う。

風力発電は、バードストライクの問題があり、特に重要種が飛翔する経路に当たる場合を、明記しておいたほうがよいのではないかな。

また、工事に伴って、往々にして外来生物を入れてしまったり、あるいは生態系を破壊したりするということがありうるので、この面での配慮も必要であると思う。

さらに、「地域」という話があったが、地域ならではの信仰や決まり事、その環境にもできる限り配慮すべきだと思う。

#### (委員)

今回の基準案は、陸上の施設が中心となっている。一方、洋上風力発電や海岸に近いところの風力発電などの設置も予想され、沿岸域にも配慮した基準づくりが必要であると思う。県の海の生物のレッドリストはつくられていないので、そういった対応も必要になると思う。

また、いわゆる絶滅危惧種については、太陽光発電が設置されるような放棄田のような荒廃農地といったところにも生息している可能性がある。しっかりと動植物のデータを収集してもらうように、行政側からも働きかけをするというようなことも必要であると思う。

#### (委員)

富山で再エネは難しい。水力はいいが、太陽光や風力はすごく気象的にも不利な場所であり、洋上風力についても、富山湾は水深が1,000mもあるので、かなりほかの地域と比べると難しい場所であることを考慮する必要がある。

資料2について、発電施設ごとに自然環境や生態系などの分類ごとに区域を設定しているが、森林があるのに海洋という分類がない。例えば、魚津の沖合に施設を設置したいときは、申請は魚津市と県に提出するのか。どこが管轄しているのかははっきりしない。

#### (事務局)

基本的に促進区域の設定に関しては、市町村の区域内ということで、陸上という観

点で策定している。

ただし、今ほど海洋の関係の話もあったが、洋上風力が国の管轄なのかどうかを含めて、確認していく。

**(委 員)**

具体的な環境アセスメントではないので、なかなか評価が難しく、少し抽象的にならざるを得ないが、全体として適切でない区域の面積はそれほど広くはなく、配慮が必要な区域の面積は市町村ごとに異なるように思う。

**(委 員)**

例えば、新潟市など、促進区域を先行して設定した自治体の例と対比しながら、どのような点に配慮して促進区域を設定したのかという情報は参考になる。

**(委 員)**

風力発電で20kW近くになると結構大きなものになると思う。また、中小水力発電は合計の出力で判断するのかどうか。小さな施設であっても複数をまとめて設置すると、環境に及ぼす影響が違ってくると思うので、その辺を考慮する必要がある。

**(事務局)**

確かに、太陽光発電で規制を逃れるために小さな施設を複数の場所に設置して別の事業とする事例があるが、そのようなことは許されないと思う。電気事業法の事業用電気工作物に該当するかどうかで判断したい。

**(会 長)**

意見やコメントは出尽くしたように思う。基本的には県基準案を大きく変えるという意見はなかったが、いくつかの宿題も出ていたので、事務局で検討して、修正が必要な場合には対応していただきたい。